

第5回団体自治検討部会次第

○平成22年10月25日(月) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室1

1 開 会

2 前回のおさらい

○参画と協働が自治基本条例の原則であるということで、原則として書くだけではなく具体的に制度化することが必要であり、守山市の資料を参考に参画の時期については、立案・実施・評価のそれぞれの段階で制度化することが必要である。

○自治基本条例がなぜ必要か?について、地方自治体は団体自治と住民自治から成り立っており、住民自治には団体の直接統制権であるリコール・イニシアティブ・レファレンダムと地域社会を自分たちで治める自己統治権があり、自治基本条例では、地方自治法上の仕組みを分かりやすく市民に示すとともに、市独自の制度も規定するものである。

○まちづくり協議会のあり方について意見交換を行った。

3 ワークショップ

(1) 条文原案の検討について

※ 別紙「第5回団体自治検討部会会議資料」参照

4 その他

今後の予定

第3回西脇市自治基本条例検討委員会 平成22年12月1日(水) 19:00から

5 閉 会

第5回団体自治検討部会会議資料

1 基本理念

【条例原案】

(基本理念)

第〇条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、自治を推進するものとする。

- (1) 補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、自治を推進するとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。
- (2) 市民及び市は、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、自治の推進に当たっては、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成する。
- (3) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続可能な循環型の共生地域を形成する。

《部会での意見》

※この条例原案は、総則検討部会での検討を踏まえたものです。

※市民自治検討部会では「ですます調」の条文を検討しています。

また、市民自治検討部会では、括弧書き数字(号)の順番を、(1)を(2)に(2)を(1)に変更してはどうかという意見がありました。

2 基本原則

【条例原案】

(情報の共有)

第〇条 市民及び市は、自治の推進に必要な情報を共有することを原則とする。

(参画と協働)

第〇条 市民及び市は、自治を推進するため、それぞれの役割及び責務に基づいて参画し、協働することを原則とする。

《部会での意見》

※総則検討部会で、「地域分権の原則」の提案

3 総合計画

【条例原案】

(総合計画) (多治見市 改)

- 第〇条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画及び事業の進め方を明らかにする行動計画により構成される総合計画を策定しなければならない。
- 2 総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であり、市が行う政策は、緊急を要するものを除き、総合計画に基づかなければならない。
- 3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとし、基本構想については、議会の議決を経なければならない。
- 4 市は、総合計画について、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。
- 5 市は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

《部会での意見》

- ・総合計画の構成については、現状では「基本構想」「基本計画」「実施計画」となっているが、今後見直す可能性もあります。
- ・政策分野ごとの基本的な計画の策定について規定するかどうか。

4 法令遵守と公益通報

【条例原案】

(法令遵守及び公益目的通報) (生駒市 改)

- 第〇条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《部会での意見》

5 行政手続

【条例原案】

(行政手続) (篠山市)

第〇条 執行機関は、市民の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

《部会での意見》

6 行政評価

【条例原案】

(行政評価) (苫小牧市 改)

第〇条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について行政評価を行い、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 執行機関は、前項の行政評価について、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

《部会での意見》

7 危機管理

【条例原案】

(危機管理) (上越市)

第〇条 執行機関は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

2 執行機関は、災害等の発生時には、市民及び関係機関と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自ら安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

《部会での意見》

8 説明責任

【条例原案】

(説明責任) (足立区)

第〇条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、市政について分かりやすく説明しなければならない。

《部会での意見》

9 財政運営

【条例原案】

(財政運営の基本方針) (生駒市)

第〇条 市長は、総合計画を実現するための中・長期計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(予算編成、執行及び決算)

第〇条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。

(財産管理)

第〇条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第〇条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

《部会での意見》

10 政策法務

【条例原案】

(政策法務) (上越市)

第〇条 市は、自主的かつ自立的な市政運営を行なうため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

《部会での意見》

11 人事政策

【条例原案】

(人事政策) (生駒市 改)

第〇条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。

2 市は、職員の資質及び能力の向上のための研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めることにより、多様化する市民の行政需要に対応できる職員の人材育成を図らなければならない。

《部会での意見》

12 議会の役割

【条例原案】

(議会の役割等)

第〇条 市議会は、市の最高意思決定機関であるとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する機能を果たすものとする。

2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

《部会での意見》

13 議会の責務

【条例原案】

(議会の責務)

第〇条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

《部会での意見》

14 議員の責務

【条例原案】

(議員の責務)

第〇条 市議会議員は、市民の信託に応え、すべての市民のために誠実に職務を遂行するとともに、その責務を果たすため、自己の研さんに努めなければならない。

《部会での意見》

15 市長の役割と責務

【条例原原案】

(市長の役割と責務)

第〇条 市長は、地方自治法に定める職務を行うほか、市の代表者として、市民の信託に応え、市民の幸福実現のために権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行なわなければならない。

2 市長は、この条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり、自治の推進及び市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

《修正箇所》

「市政全体の総合的な調整その他の」を「市民の幸福実現のために」に修正

《部会での意見》

16 職員の責務

【条例案原案】

(職員の責務)

第〇条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 市の職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動等に参加するよう努めなければならない。

4 市の職員は、地域の課題解決に向けて、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うよう努めなければならない。

《部会での意見》